

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和3年3月24日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1. 監査対象 会計課の令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 2. 監査期間 令和3年2月5日から令和3年2月24日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>1. 直接収納について、財務規則で別段の定めがあるときを除き、翌日まで指定金融機関等に払い込むように改正を行っているが、「別段の定め」について明確な規定がないため規定を整備するとともに、公金の取扱事務について、現金の收受及び払い込みの際の現金の受け払い、帳簿の整備、確認方法について各課等で差異が見られるため、マニュアルの整備を検討し、適正な公金管理及び指導に努めること。</p> <p>2. 指定金融機関等の市に属する現金の出納について、報告書の作成、指定金融機関の市の口座への振替手続きについて、関係法令、関係例規、契約書等を確認し、事務の取り扱いについて整理し、報告書等の確認を強化し、指定金融機関等に的確に指導が行えるよう体制を整えること。</p>	<p>1. 各課の現状を適切に把握したうえで「別段の定め」について再度、明確に規定を整備していく。なお、公金の取扱事務について、現金の收受及び払い込みの際の現金の受け払い方法、帳簿に関しても、財務規則の様式を使用し統一した記載方法等の検討・周知を行い、適正な公金管理に努めていく。</p> <p>2. 報告書は、収入から市の口座への振替まで2日要しているが、実際は、収入した翌日に市の口座へ振替されている。なお、新庄市農業協同組合のみ、毎月10日、市の口座への振替となっている。今後、事務の取り扱いについて整理し、指定金融機関等と報告方法等、再度業務の確認を行いながら、適正かつ的確に業務を行っていく。</p>